

○横浜市都市計画法施行細則

昭和45年6月10日

規則第70号

改正 昭和50年3月規則第33号

昭和59年10月規則第100号

昭和59年12月規則第128号

昭和62年1月規則第7号

平成2年3月規則第16号

平成5年6月規則第69号

平成6年3月規則第41号

平成6年9月規則第88号

平成12年3月31日規則第100号

平成13年1月5日規則第1号

平成13年5月15日規則第63号

平成15年3月31日規則第52号

平成17年4月1日規則第72号

平成19年11月22日規則第109号

平成24年8月3日規則第73号

平成30年3月15日規則第12号

令和3年9月30日規則第60号

令和5年5月25日規則第47号

令和7年3月5日規則第9号

注 昭和62年1月から改正経過を注記した。

横浜市都市計画法施行細則をここに公布する。

横浜市都市計画法施行細則

**(趣旨)**

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の施行については、法、都市計画法施行法（昭和43年法律第101号）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条 削除

**(事前協議)**

第3条 法第29条第1項の規定による許可（以下「開発許可」という。）若しくは法第35条の2第1項の許可を受けようとする者又は法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の協議をしようとする者は、当該許可の申請又は当該協議の申出をする前に、当該許可又は当該協議に係る開発行為が法第33条第1項に規定する基準に適合しているかどうかについて、市長が定めるところにより、市長と協議することができる。

**(申請書及び添付図書の提出部数)**

第4条 省令第16条第1項に規定する開発行為許可申請書は正本及び副本各1部を、その添付図書は2部を提出しなければならない。

2 省令第34条第1項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可申請書は正本及び副本各1部を、その添付図書は2部を提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、申請書及び添付図書のうち、必要な部分を増して提出させることができる。

**(開発行為許可申請書の添付図書)**

第5条 開発行為許可申請書に添付する図書のうち、省令第17条第1項第2号に規定するものは、当該開発区域及びその周辺の土地の公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面をいう。以下同じ。）の写しを含むものとする。

2 開発行為許可申請書に添付する図書のうち、省令第17条第1項第3号に規定するものは、

開発行為等施行同意証明書（第1号様式）、印鑑証明書、当該土地又は建物の登記事項証明書その他同意を得たことを証する書類とする。

- 3 開発行為許可申請書に添付する図書のうち、省令第17条第1項第4号に規定するものは、設計者の資格に関する申告書（第2号様式）を含むものとする。ただし、市長が添付する必要がないと認める場合は、この限りでない。
- 4 市長は、開発許可を受けようとする者に、法第33条第1項第7号に規定する基準に適合するかどうかを確認するため、宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要（第2号様式の2）並びに宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第7条第1項各号（同項第5号及び第7号から第12号までを除く。）並びに横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和7年3月横浜市規則第 号）第11条第8項第6号から第21号までに掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を提出させることができる。
- 5 市長は、法第33条第1項第12号及び第13号に規定する基準に適合することを証させるため、開発許可を受けようとする者に、次に掲げる書類を提出させることができる。
  - (1) 申請者の資力及び信用に関する申告書（第3号様式）
  - (2) 申請者の資力及び信用に関する誓約書（第3号様式の2）
  - (3) 工事施行者の工事施行能力に関する申告書（第3号様式の3）
  - (4) 第1号及び前号の申告書に記載した事項を証する書類
  - (5) 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）が記載されていないものに限る。次号において同じ。）若しくは個人番号カード（同法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。同号において同じ。）の表面（個人番号が記載されていない面をいう。同号において同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
  - (6) 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
    - ア 登記事項証明書
    - イ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの表面の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
  - (7) その他市長が必要と認める書類

**（設計説明書の様式）**

第6条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、設計説明書（第4号様式）及び次に掲げる図面とする。

- (1) 実測図及び公図に基づく公共施設の新旧対照図
- (2) 公共施設の求積図

**（法第34条第13号の規定による届出書の様式）**

第7条 法第34条第13号に規定する届出は、既存の権利者の届出書（第5号様式）によるものとする。

**（開発行為の協議の申出）**

第7条の2 法第34条の2第1項の規定により市長と協議を行おうとする者は、開発行為協議申出書（第5号様式の2）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて申し出るものとする。

- (1) 法第34条の2第2項において準用する法第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書面
- (2) 法第34条の2第2項において準用する法第32条第2項に規定する協議の経過を示す書面
- (3) 省令第16条第2項に規定する設計説明書（第6条各号に掲げる図面を含む。）
- (4) 省令第16条第2項に規定する設計図
- (5) 省令第17条第1項各号に掲げる図書（第5条第1項から第3項までに規定する図書を含む。）
- (6) 第5条第4項に規定する法第33条第1項第7号に規定する基準に適合するかどうかを

確認するために市長が必要と認める書類

- (7) 第5条第5項第3号、第4号(第3号に係る部分に限る。)及び第7号に掲げる書類
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、開発行為協議申出書及び添付図書のうち、必要な部分を増して、又は不要な部分を除いて提出させることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該協議に応じ、協議が成立したときは、開発行為の協議成立確認書(第5号様式の3)に同項に規定する開発行為協議申出書の副本及びその添付図書を添えて当該申出をした者に交付するものとする。

**(開発行為の許可または不許可の通知)**

- 第8条 法第35条第2項に規定する許可の通知は、開発行為の許可通知書(第6号様式)に、省令第16条第1項に規定する開発許可申請書の副本及びその添付図書を添えて行う。
- 2 法第35条第2項に規定する不許可の通知は、開発行為の不許可通知書(第7号様式)によって行なう。

**(特定工程等の通知)**

- 第8条の2 市長は、法第35条第2項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可通知書を交付するとき又は第7条の2第3項若しくは第11条の2第4項の規定により書面を交付するときは、当該許可通知書に係る許可又は当該書面に係る協議に関する開発行為の規模が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第23条に定める規模に該当するかどうか及び当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第18条第1項に規定する特定工程を含む工事に該当するかどうかを示した書面を、当該許可の申請をした者又は当該協議の申出をした者に交付するものとする。

**(開発許可を受けた者の工事現場における許可の表示等)**

- 第9条 開発許可を受けた者は、その工事現場の見やすい場所に、標識(別表第1)により、開発行為の施行について法に基づく許可があった旨を表示しなければならない。
- 2 前項の者は、その開発行為に関する関係図書を、その工事現場に備えておかなければならない。
- 3 開発許可を受けた者は、第1項に規定する標識及び前項に規定する関係図書に記載した事項を変更した場合には、速やかにその標識及び関係図書を訂正しなければならない。

**(法第35条の2第2項に規定する申請書等の様式)**

- 第10条 法第35条の2第2項に規定する申請書は、開発行為変更許可申請書(第8号様式)とする。
- 2 法第35条の2第1項の申請を行う場合で、省令第16条第2項に規定する設計説明書に記載した事項を変更する必要があるときは、前項に規定する開発行為変更許可申請書に変更後の設計説明書(第6条各号に規定する図面を含む。)を添えて提出しなければならない。

**(開発行為変更許可申請書及び開発行為変更協議申出書の添付図書)**

- 第10条の2 法第35条の2第2項に規定する申請書の添付図書については、第5条の規定を準用する。

**(開発行為変更許可申請書及び添付図書の提出部数)**

- 第10条の3 第10条第1項に規定する開発行為変更許可申請書は正本及び副本各1部を、その添付図書は2部を提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、開発行為変更許可申請書及び添付図書のうち、必要な部分を増して提出させることができる。

**(開発行為の変更の許可又は不許可の通知)**

- 第10条の4 法第35条の2第4項において準用する法第35条第2項に規定する変更の許可の通知は、開発行為の許可通知書に、第10条第1項に規定する開発行為変更許可申請書の副本及びその添付図書を添えて行う。
- 2 法第35条の2第4項において準用する法第35条第2項に規定する変更の不許可の通知は、開発行為の不許可通知書によって行う。

**(法第35条の2第3項の規定等による届出の様式)**

- 第11条 法第35条の2第3項に規定する届出は、開発行為変更届出書(第9号様式)により行

わなければならない。

- 2 開発許可を受けた者は、当該開発許可を受けた者又は設計者の住所若しくは氏名に変更があった場合には、前項に規定する開発行為変更届出書により届け出なければならない。

**(変更の協議の申出)**

第11条の2 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定により市長と変更の協議を行おうとする者は、開発行為変更協議申出書(第9号様式の2)の正本及び副本に、それぞれ第7条の2第1項に掲げる図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて申し出るものとする。

- 2 前項の規定による変更の協議の申出を行う場合で、省令第16条第2項に規定する設計説明書に記載した事項を変更する必要があるときは、前項に規定する開発行為変更協議申出書の正本及び副本に、それぞれ変更後の設計説明書(第6条各号に掲げる図面を含む。)を添えて提出するものとする。

- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、開発行為変更協議申出書及びその添付図書のうち、必要な部分を増して、又は不要な部分を除いて提出させることができる。

- 4 市長は、第1項の規定による変更の協議の申出を受けた場合においては、遅滞なく当該協議に応じ、協議が成立したときは、開発行為の協議成立確認書に同項に規定する開発行為変更協議申出書の副本及びその添付図書を添えて、当該申出をした者に交付するものとする。

**(工事着手等の届出)**

第12条 開発許可を受けた者は、その開発行為に関する工事に着手しようとするときは、現場管理者を定め、開発行為に関する工事着手届出書(第10号様式)に、次に掲げる図書を添えて提出しなければならない。

- (1) 開発許可を受けた者、工事施行者及び設計者の緊急時の連絡先を記載した書類
- (2) 開発行為に関する工事のうち主要なものの工程表
- (3) 第9条第1項の規定による標識(同条第3項の規定により訂正した場合には、訂正後のもの)の写真(その設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図を確認できるものに限る。次号について同じ。)
- (4) 宅地造成及び特定盛土等規制法第49条の規定による標識の写真(同法第15条第2項の規定により同法第49条の規定の適用を受ける場合に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める図書

**(工程の届出等)**

第13条 市長は、開発許可を受けた開発行為に関する工事について、必要があると認めるときは、次の表の左欄に掲げる工事区分に応じ、当該右欄の工程の全部又は一部を指定し、当該工事の工事施行者に対して、あらかじめその指定した工程に達する旨を届け出させることができる。

工事区分	工程
1 擁壁に係る工事	(1) 根切りを完了したとき。 (2) 地盤改良を完了したとき。 (3) 基礎配筋を完了したとき。 (4) 壁配筋を完了したとき。 (5) 練積み造擁壁を、その前面地盤の高さまで築造したとき。 (6) 練積み造擁壁を、下端から3分の1の高さまで築造したとき。 (7) その他市長が必要と認める工程
2 盛土に係る工事	(1) 盛土をする地盤面の処理を完了したとき。 (2) 盛土をする地盤及びその周辺の地盤の改良を完了したとき。 (3) 盛土をする斜面の段切りを完了したとき。 (4) 盛土をする前の地盤面への透水層の設置を完了したとき。 (5) その他市長が必要と認める工程
3 切土に係る工事	(1) 切土をして崖面(擁壁又は崖面崩壊防止施設(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第6条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。)により覆われるものを除く。)を生じさせたとき(当該崖

	面の保護する措置を行う前に限る。) (2) その他市長が必要と認める工程
4 排水施設に係る工事	(1) 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置したとき（宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定による検査を行う工程を除く。）。 (2) 軟弱な地盤における排水施設の基礎の工事を行ったとき。 (3) その他市長が必要と認める工程
5 道路工事	(1) 舗装工事を始めるとき。 (2) その他市長が必要と認める工程
6 貯水施設工事	(1) 根切りを完了したとき。 (2) 底版の配筋を完了したとき。 (3) 床版の配筋を完了したとき。 (4) その他市長が必要と認める工程
7 その他市長が指定する工事	(1) 市長が必要と認める工程

2 前項の届出があったときは、市長は、当該工程に係る工事について法第33条第1項に規定する基準に適合しているかどうかの確認を行うことができる。

3 工事施行者は、第1項の規定により指定された工程に達したときは、そのつど工事部分の位置及び施行状況を撮影年月日が明示できる方法で撮影し、資料として整備しておかなければならない。

**(完了検査等)**

第13条の2 工事施行者は、法第36条第1項の規定による届出をしたときは、速やかに、開発行為に関する工事の施行状況報告書（第11号様式）に、開発行為に関する工事を施行した土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の当該工事が法第33条第1項に規定する基準に適合しているかどうかについて検査するために市長が必要と認める図書を添付して、市長に提出しなければならない。

**(工事完了公告)**

第14条 省令第31条に規定する工事の完了の公告は、横浜市報に登載して行なう。

**(工事の廃止)**

第15条 市長は、開発許可を受けた者が開発行為に関する工事を廃止しようとする場合に、あらかじめ、廃止しようとする工事、廃止の理由、公共施設の機能の回復及び防災等の措置の状況について当該開発許可を受けた者に届け出させることができる。

**(市街化調整区域内における建築物の特例許可の申請)**

第15条の2 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書（第11号様式の2）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 土地利用計画図
- (4) 建築物平面図
- (5) 建築物立面図
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により許可の申請があったときは、市長は、許可又は不許可の通知を行う。

3 前項に規定する許可の通知は、建築物特例許可通知書（第11号様式の3）に第1項に規定する建築物特例許可申請書の副本及びその添付図書を添えて行う。

4 第2項に規定する不許可の通知は、建築物特例不許可通知書（第11号様式の4）によって行う。

**(予定建築物等以外の建築等の許可の申請)**

第15条の3 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書（第11号様式の5）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書を

添えて申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 現況図
- (4) 土地利用計画図
- (5) 建築物等平面図
- (6) 建築物等立面図
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により許可の申請があったときは、市長は、許可又は不許可の通知を行う。

3 前項に規定する許可の通知は、予定建築物等以外の建築等許可通知書（第11号様式の6）に第1項に規定する予定建築物等以外の建築等許可申請書の副本及びその添付図書を添えて行う。

4 第2項に規定する不許可の通知は、予定建築物等以外の建築等不許可通知書（第11号様式の7）によって行う。

#### **（建築物の新築等の許可の申請）**

第16条 法第43条第1項に規定する許可を受けようとする者は、省令第34条第1項に規定する許可の申請書の正本及び副本に、それぞれ同条第2項に規定する添付図面又は書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、政令第36条第1項に規定する建築等の許可の基準に該当するかどうかを確認するため、前項の申請書に建築物又は第1種特定工作物の概要書（第12号様式）及び建築物の平面図又は第1種特定工作物の配置図及び立面図を添えさせるものとする。

#### **（省令第34条の許可申請の許可または不許可の通知）**

第17条 法第43条第1項に規定する許可の申請があったときは、市長は、許可または不許可の通知を行なう。

2 前項に規定する許可の通知は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可通知書（第13号様式）に、省令第34条第1項に規定する許可の申請書の副本及びその添付図面（前条第2項に規定する図面を含む。）又は書類を添えて行う。

3 第1項に規定する不許可の通知は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設不許可通知書（第14号様式）によって行なう。

#### **（建築行為の協議の申出）**

第17条の2 法第43条第3項の規定により市長と協議を行おうとする者は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設協議申出書（第14号様式の2）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて申し出るものとする。

(1) 省令第34条第2項に規定する図面

(2) 第16条に規定する図書

2 市長は、前項の規定にかかわらず、新設協議申出書及び添付図書のうち、必要な部分を増して、又は不要な部分を除いて提出させることができる。

3 市長は、第1項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該協議に応じ、協議が成立したときは、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設協議成立確認書（第14号様式の3）に同項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設協議申出書の副本及びその添付図書を添えて当該申出をした者に交付するものとする。

#### **（許可に基づく地位の承継）**

第18条 法第44条の規定により、開発許可または法第43条第1項の許可を受けた者の地位を承継したものは、開発許可に基づく地位の一般承継届出書（第15号様式）または都市計画法第43条第1項の許可に基づく地位の一般承継届出書（第16号様式）に、承継したことを証する書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する書類のほか、第5条第5項第5号及び第6号（開発許可を受けた者の地位を承継した場合で、かつ、第12条に規定する開発行為

に関する工事着手届出書を既に提出している場合にあつては、第5条第5項第5号及び第6号並びに第12条第1号から第4号まで)に規定する書類を提出させることができる。

第19条 法第45条の規定により、開発許可を受けた者からその地位を承継しようとする者は、開発許可に基づく地位の特定承継承認申請書(第17号様式)の正本及び副本に、それぞれ、次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類

(2) 前号に規定する書類の記載事項に誤りがないことを証する書類

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する書類のほか、第5条第5項各号(第12条に規定する開発行為に関する工事着手届出書を既に提出している場合にあつては、第5条第5項各号及び第12条第1号から第4号まで)に規定する書類を提出させることができる。

#### (法第45条の承継の承認または不承認の通知)

第20条 市長は、前条第1項の規定により承認の申請があつたときは、承認又は不承認の通知を行なう。

2 前条第1項に規定する承認の通知は、開発許可に基づく地位の特定承継承認通知書(第18号様式)に同項に規定する開発許可に基づく地位の特定承継承認申請書の副本及びその添付書類を添えて行う。

3 第1項に規定する不承認の通知は、開発許可に基づく地位の特定承継不承認通知書(第19号様式)によって行う。

#### (開発登録簿の調書の様式)

第21条 省令第36条第1項に規定する開発登録簿(以下「登録簿」という。)は、開発登録簿調書(第20号様式)及び図面とする。

#### (登録簿の写しの交付)

第22条 法第47条第5項の規定により登録簿の写しの交付を求める者は、開発登録簿の写し交付申請書(第21号様式)を提出しなければならない。

#### (許可等の台帳)

第22条の2 市長は、開発許可、法第34条の2第1項の協議(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)、法第35条の2第1項の許可、法第41条第2項ただし書の許可、法第42条第1項ただし書の許可及び同条第2項の協議並びに法第43条第1項の許可及び同条第3項の協議に係る事項を記載した台帳を作成するものとする。

#### (省令第39条に規定する許可申請書及び添付図書の提出部数)

第23条 省令第39条に規定する許可申請書及び添付図書は、2部提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、許可申請書及び添付図書のうち、必要な部分を増して提出させることができる。

#### (省令第39条第2項第3号に規定する添付図書)

第24条 省令第39条第2項第3号に規定する添付図書は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設等を記載した縮尺2,500分の1以上の案内図

(2) 縮尺200分の1以上の建築物の平面図

(3) 2面以上の縮尺200分の1以上の建築物の立面図

(4) その他市長が必要と認める図書

#### (法第53条第1項に規定する建築の許可または不許可の通知)

第25条 法第53条第1項に規定する許可の申請があつたときは、市長は、許可または不許可の通知を行なう。

2 前項に規定する許可又は不許可の通知は、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築許可通知書(第22号様式)又は都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築不許可通知書(第23号様式)によって行う。

#### (法第53条第1項の許可を受けた者の工事現場における許可の表示)

第26条 前条に規定する許可を受けた者は、その工事現場の見やすい場所に、標識(別表第

2) により、法第53条第1項に規定する許可があった旨を表示しなければならない。

**(都市計画事業地内における建築等の許可申請書及び添付図書の提出)**

第27条 法第65条第1項に規定する許可を受けようとする者は、都市計画事業地内における建築等の許可申請書(第24号様式)に、次の各号に掲げる図書を添えて提出しなければならない。

(1) 方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設等を記載した縮尺2,500分の1以上の案内図

(2) 敷地内における建築物等の位置を表示する縮尺500分の1以上の位置図

(3) 縮尺200分の1以上の平面図並びに2面以上の立面図及び断面図

(4) その他市長が必要と認める図書

2 前項に規定する許可申請書及び添付図書は、3部提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、許可申請書及び添付図書のうち、必要な部分を増して提出させることができる。

**(都市計画事業地内における建築等の許可または不許可の通知)**

第28条 法第65条第1項に規定する許可の申請のあったときは、市長は、許可または不許可の通知を行なう。

2 前項に規定する許可または不許可の通知は、都市計画事業地内における建築等の許可通知書(第25号様式)または都市計画事業地内における建築等の不許可通知書(第26号様式)によって行なう。

**(身分証明書の様式)**

第29条 法第27条第1項及び法第82条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第27号様式)とする。

**(応急措置)**

第30条 開発許可を受けた者、工事施行者または現場管理者は、開発行為に関する工事によって災害を生じたときもしくは災害を生ずるおそれのあるときは、直ちに、応急措置を講じ、その旨を市長に報告しなければならない。

**(補則)**

第31条 この規則に定めるもののほか、法、政令及び省令を施行するため必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年3月規則第9号)

**(施行期日)**

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

**(経過措置)**

2 この規則の施行の日の前日までに都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の許可(法第34条の2第1項の規定により法第29条第1項の許可があったものとみなされる場合を含む。)を受けた開発行為に関する手続については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市計画法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(様式省略)

開発行為等施行同意証明書

同意年月日 年 月 日  
 同意者（証明者）  
 住所  
 氏名



1 証明内容（同意内容）

私又は当法人は、私又は当法人が権利を有する次の土地又は建築物その他の工作物について、2の開発許可の申請者が、都市計画法の規定により2の開発行為を施行し、又は当該開発行為に関する工事を実施することに同意したことを証明します。

権利を有する土地又は建築物その他の工作物の所在地（地番）	地目又は建築物その他の工作物の種類	地積又は建築物その他の工作物の規模、用途等	権利の種別	適用

2 開発行為の概要等

開発許可の申請者	住所	
	氏名	
開発区域の含まれる地域の名称		

（注意）

- この証明書は、2の開発許可の申請者が、2の開発行為について都市計画法に基づく許可を受けるため又は協議のために、許可の申請書又は協議の申出書に添付し、横浜市に提出するものです。
- 「同意者（証明者）」の「住所」及び「氏名」は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「権利を有する土地又は建築物その他の工作物の所在地（地番）」の欄は、土地1筆ごと又は建築物その他の工作物ごとに記入してください。
- 「権利の種別」の欄には、所有権、賃借権、地上権、抵当権その他開発行為の施行又は開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を記載してください。
- 「開発許可の申請者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「権利の種別」の欄に記入した権利を有することを証する書類（土地又は建物の登記事項証明書等）及び同意者の印鑑証明書その他同意を得たことを証する書類を添付してください。

第2号様式（第5条第3項）

（第1面）

設計者の資格に関する申告書

（申告先）  
横浜市長

都市計画法第31条又は宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第2項に規定する設計者の資格について、次のとおり申告します。

1 申告者等

申告書作成年月日		年 月 日	
申告に係る資格の種別		<input type="checkbox"/> 都市計画法第31条に規定する設計者の資格（※開発区域の面積が1ha以上の開発行為に関する工事の場合） <input type="checkbox"/> 宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第2項に規定する設計者の資格（※宅地造成及び特定盛土等に関する工事を行う場合、かつ、高さが5mを超える擁壁又は盛土若しくは切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置を行う場合）	
設計者 （申告者）	フリガナ		
	氏名		
	生年月日		年 月 日
	住所		
	勤務先	商号又は名称	
所在地			
電話			

2 申告する設計者の資格（その1）

□学歴	種類	1 正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業したもの <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学（専門職大学の前期課程） <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校 <input type="checkbox"/> 中等学校	
		2 正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業したもの <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学（専門職大学の前期課程） <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校 <input type="checkbox"/> 中等学校	
		3 土木又は建築に関する事項を専攻したもの <input type="checkbox"/> 大学の大学院 <input type="checkbox"/> 大学の専攻科 <input type="checkbox"/> 大学の研究科	
		4 都市計画又は造園に関する事項を専攻したもの <input type="checkbox"/> 大学の大学院 <input type="checkbox"/> 大学の専攻科 <input type="checkbox"/> 大学の研究科	
卒業年月日 又は在学期間		年 月 日卒業	年 月 日在学
□資格・免許	□技術士	二次試験の技術部門	部門
		合格日	年 月 日
		登録日	年 月 日
□一級建築士		登録日	年 月 日
□登録講習機関が行う講習の修了		年 月 日修了	

（A4）

(第2面)

3 申告する設計者の資格 (その2)

土木又は建築の技術に 関する実務の経験	勤務先の 商号又は名称	職務内容	期間	期間合計
			年 月～ 年 月 (期間: 年 月)	年 月
			年 月～ 年 月 (期間: 年 月)	
			年 月～ 年 月 (期間: 年 月)	
			年 月～ 年 月 (期間: 年 月)	

4 設計経歴

事業名称 (工事名称)	工事主の 氏名・商号・ 名称	工事施行者の 氏名・商号・ 名称	工事施行区域 の所在地	工事施行区域 の面積	許可等の番号 許可等年月日
摘要					
登録番号:					

(注意)

- 1 学歴、資格若しくは免許又は登録講習機関が行う講習の修了を証する書類を添付してください。
- 2 実務の経験を証する書類として、実務従事証明書を添付してください。

第2号様式の2（第5条第4項）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要

盛土の高さ（最大）	m	
切土の高さ（最大）	m	
盛土をする土地の面積	m <sup>2</sup>	
切土をする土地の面積	m <sup>2</sup>	
盛土又は切土をする土地の面積	m <sup>2</sup>	
盛土の土量	m <sup>3</sup>	
切土の土量	m <sup>3</sup>	
盛土又は切土の土量	m <sup>3</sup>	
工事の内容	<input type="checkbox"/> 盛土、切土、鉄筋コンクリート造の擁壁、無筋コンクリート造の擁壁又は大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁以外の擁壁に係る工事 <input type="checkbox"/> 間知石練積み造擁壁、大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁又は補強コンクリートブロック造の擁壁に係る工事 <input type="checkbox"/> 地下車庫の建築工事 <input type="checkbox"/> 崖面を覆う建築物（地下車庫を除く。）の建築工事	
形質の変更に該当する工事	<input type="checkbox"/> 有（盛土高さ1 m超の崖、切土高さ2 m超の崖、盛土と切土高さ2 m超の崖、盛土高さ2 m超又は盛土と切土面積500 m <sup>2</sup> 超） <input type="checkbox"/> 無（※「無」の場合は、以降の記入は不要です。）	
許可対象行為の種別	<input type="checkbox"/> 宅地造成 <input type="checkbox"/> 特定盛土等	
盛土規制法上の土地の用途	現況	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地
	計画	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地
定期報告が必要な規模の盛土・切土	<input type="checkbox"/> 有（盛土高さ2 m超の崖、切土高さ5 m超の崖、盛土と切土高さ5 m超の崖、盛土高さ5 m超又は盛土と切土面積3,000 m <sup>2</sup> 超） <input type="checkbox"/> 無	
溪流等への該当	<input type="checkbox"/> ① 有：山間部における、河川の流水が継続して存する土地 <input type="checkbox"/> ② 有：山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地 <input type="checkbox"/> ③ 有：①及び②の土地並びにその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地 <input type="checkbox"/> ④ 無	
集水地形への該当	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無：開発区域及びその周辺の土地が平坦地以外（工事着手後に地下水（湧水）についての調査要） <input type="checkbox"/> 無：開発区域及びその周辺の土地が平坦地	
実施する地下水排除工等（※溪流等又は集水地形への該当が有の場合）	<input type="checkbox"/> 暗渠排水工 <input type="checkbox"/> 基盤排水層 <input type="checkbox"/> 水平排水層 <input type="checkbox"/> 仮設排水工	
法定中間検査	<input type="checkbox"/> 要（定期報告が必要な規模の盛土・切土に該当し、かつ、暗渠排水工を行う場合） <input type="checkbox"/> 不要	
擁壁の設置又は盛土に必要な地盤の許容応力度（最大値）	kN/m <sup>2</sup>	
地盤調査の有無	<input type="checkbox"/> 有（市長が必要と認める場合） <input type="checkbox"/> 無（工事着手後に地盤を確認する場合）	
備考		

申請者の資力及び信用に関する申告書

（申告先）

横浜市長

都市計画法第33条第1項第12号に規定する申請者の資力及び信用について、次のとおり申告します。

1 申告者等

申告年月日 （提出年月日）		年	月	日
申請者 （申告者）	住所			
	氏名			

2 申告内容（その1）

法令による登録 （建設業法、宅地建物取引業法等）				
資本金の額		千円		
主たる取引銀行				
本店又は 主たる事務所	所在地			
	代表者の役職名			
	代表者の氏名			
	電話			
横浜市内の支店 又は 従たる事務所	所在地			
	代表者の役職名			
	代表者の氏名			
	電話			
納税額	年度	所得税	法人税	計
	年度	円	円	円

（注意）

「申請者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。

（A4）

(第2面)

3 申告内容(その2)(※個人の場合は、第2面の記入及び添付は不要です。)

	役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	役員の住所
法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	

(注意)

- 1 必要に応じて行を追加してください。
- 2 第2面に記入した内容を使用して、申請者の資力及び信用に関する誓約書(第3号様式の2)にて誓約した事項について市長が真偽を確認するために、警察及び関係行政機関に照会する場合があります。

## 4 申告内容 (その3)

従業員数			事務職	技術職	労務職			計	
	法人全体		人	人	人	人	人	人	人
	横浜市内の支店又は 従たる事務所		人	人	人	人	人	人	人
主な技術者名	職名	氏名		年齢	勤続年数	資格、免許、学歴等			
				歳	年				
				歳	年				
				歳	年				
				歳	年				
				歳	年				
主な宅地造成等に関する 工事の経歴	事業名 (工事名) 注文主名	事業主・ 元請・下 請の区分	場所	盛切土面積 (区域面積)	許可等の番号 許可等年月日		着工年月 完了年月		
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年	月	号 日	年 月 月	
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年	月	号 日	年 月 月	
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年	月	号 日	年 月 月	
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年	月	号 日	年 月 月	
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年	月	号 日	年 月 月	
その他必要な事項									

## 5 添付書類

- (1) 申請者が個人の場合にあっては、申請者の住民票の写し（個人番号が記載されていないものに限る。以下同じ。）若しくは個人番号カード（個人番号が記載されていない面に限る。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- (2) 申請者が法人の場合にあっては、次の書類
  - ア 法人の登記事項証明書
  - イ 役員（「第2面 法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者」に記入された者に限り、許可申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できる者を除く。）の住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- (3) 申告書の記載事項を証する次の書類
  - ア 所得税又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（原則として前年度分のもの）
  - イ 上記アの証する書類に係る事業年度の貸借対照表及び損益計算書（決算報告書）（法人の場合に限る。）
  - ウ その他申告書の記載事項に誤りがないことを確認するため市長が必要と認める書類

申請者の資力及び信用に関する誓約書

(提出先)  
横浜市長

申請者（誓約者）  
住所  
氏名



私又は当法人は、都市計画法第29条第1項の許可を受けるに当たって、同法第33条第1項第12号に規定する工事主の資力及び信用について、次のとおり誓約します。

【誓約事項】

- 1 私又は当法人は、次のいずれにも該当しません。
  - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 都市計画法又は宅地造成及び特定盛土等規制法（宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（以下「旧宅造法」という。）を含む。）又はそれらの法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - (3) 都市計画法第29条第1項若しくは同法第35条の2第1項、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項、同法第16条第1項、同法第30条第1項若しくは同法第35条第1項又は旧宅造法第8条第1項若しくは旧宅造法第12条第1項の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
  - (4) 都市計画法又は宅地造成及び特定盛土等規制法（旧宅造法を含む。）に基づく擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ぜられた者で、当該措置を完了した日から6か月を経過しない者（当該命ぜられた者が法人である場合においては、当該命令の処分を受ける原因となった工事が行われた当時現に当該法人の役員であった者で当該措置を完了した日から6か月を経過しない者を含む。）
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
  - (6) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
  - (7) 法人の場合にあっては、その役員のうち(2)、(3)、(4)又は(5)に該当する者があるもの
- 2 私又は当法人は、この誓約が虚偽であること又はこの誓約に反したことにより、市長が都市計画法第29条第1項又は同法第35条の2第1項の許可について不許可の処分又は許可の取消しの処分その他の不利益となる処分等を行っても、異議は一切申し立てません。
- 3 私又は当法人は、この誓約した事項について市長が真偽を確認するために、市長が必要と認めた場合には、私又は当法人の役員の氏名、住所及び生年月日等の個人情報を使用して、警察及び関係行政機関に照会することについて同意します。

(注意)

- 1 「申請者」の「住所」及び「氏名」は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 申請者の印鑑証明書を添付してください。

第3号様式の3（第5条第5項第3号）

（第1面）

工事施行者の工事施行能力に関する申告書

（申告先）

横浜市長

都市計画法第33条第1項第13号に規定する工事施行者の開発行為に関する工事を完成するための能力について、次のとおり申告します。

1 申告者等

申告年月日（提出年月日）	
工事施行者	住所
（申告者）	氏名

2 申告内容（その1）

法令による登録 （建設業法、宅地建物取引業法等）		
資本金の額	千円	
主たる取引銀行		
本店又は 主たる事務所	所在地	
	代表者の役職名	
	代表者の氏名	
	電話	
横浜市内の支店 又は 従たる事務所	所在地	
	代表者の役職名	
	代表者の氏名	
	電話	

（注意）

「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。

（A4）

## (第2面)

## 3 申告内容 (その2)

従業員数			事務職	技術職	労務職			計	
	法人全体		人	人	人	人	人	人	人
横浜市内の支店又は 従たる事務所		人	人	人	人	人	人	人	
主な技術者名	職名	氏名		年齢	勤続年数	資格、免許、学歴等			
				歳	年				
				歳	年				
				歳	年				
				歳	年				
				歳	年				
主な開発行為に関する 工事の経歴	事業名 (工事名) 注文主名	事業主・ 元請・下 請の区分	場所	盛切土面積 (区域面積)	許可等の番号 許可等年月日		着工年月 完了年月		
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年	月	号 日	年 年	月 月
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年	月	号 日	年 年	月 月
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年	月	号 日	年 年	月 月
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年	月	号 日	年 年	月 月
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年	月	号 日	年 年	月 月
その他必要な事項									

## 4 添付書類

申告書の記載事項を証する書類として、次に掲げるものを添付してください。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 建設業の許可を受けていることを証する書類
- (3) その他この申告書の記載事項に誤りがないことを確認するため市長が必要と認める書類

1 開発区域、申請者、設計者及び設計の方針

開発区域に含まれる地域の名称			
申請者の氏名、商号又は名称			
設計者の氏名			
設計の方針	開発行為の目的	予定する建築物又は特定工作物の用途・戸数・棟数・階数等	
		種別	<input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> その他
	街区の構成	街区数	
		最大街区面積	m <sup>2</sup>
		最小街区面積	m <sup>2</sup>
	平均街区面積		m <sup>2</sup>
	公益的施設の整備の内容（ごみ収集場を除く。）		
備考			

2 開発区域の土地の現況

(1) 区域区分及び地域地区等

区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域
用途地域	
その他の地域地区等	<input type="checkbox"/> 特別用途地区 <input type="checkbox"/> 特定用途制限地域 <input type="checkbox"/> 居住環境向上用途誘導地区 <input type="checkbox"/> 特定用途誘導地区 <input type="checkbox"/> 流通業務地区 <input type="checkbox"/> 臨港地区内の分区 <input type="checkbox"/> 都市再生特別地区
都市計画施設	
開発行為の妨げとなる建築物等	
備考	

(2) 地目別の面積（※工区分けをする場合は、開発区域全体及び各工区について次表を作成）

記入するもの	<input type="checkbox"/> 開発区域全体					
	<input type="checkbox"/> 工区	工区名				
工区面積		m <sup>2</sup>				
区分	宅地	農地	山林	官有地	その他	計
面積 (m <sup>2</sup> )						
割合 (%)						100.00

3 土地利用計画

(1) 土地利用区分別の面積（※工区分けをする場合は、開発区域全体及び各工区について次表を作成）

記入するもの	<input type="checkbox"/> 開発区域全体				
	<input type="checkbox"/> 工区	工区名			
工区面積		m <sup>2</sup>			
区分	住宅用地	住宅以外の建築物用地	特定工作物用地	公益的施設用地	
				ごみ収集場用地	その他
面積 (m <sup>2</sup> )					
割合 (%)					
区分	公共施設用地			その他	計
	道路用地	公園・緑地・広場用地	その他		
面積 (m <sup>2</sup> )					
割合 (%)					100.00



開発行為の協議成立確認書

横浜市長



開発行為に係る協議又は変更の協議が成立しましたので、横浜市都市計画法施行細則第7条の2第3項又は第11条の2第4項の規定により、開発行為の協議成立確認書を交付します。

協議申出者 (交付先)	所在地	
	名称	
	代表者	
開発区域に含まれる地域の名称		
開発区域の面積		m <sup>2</sup>
予定建築物等の用途		
協議申出年月日 (変更協議申出年月日)		( 年 月 日 ) ( 年 月 日 )
協議成立年月日 (変更協議成立年月日)		( 年 月 日 ) ( 年 月 日 )
協議成立番号 (変更協議成立番号)		( 指令第 号 ) ( 指令第 号 )
協議成立に係る工事の期間		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
開発行為の目的の種別		<input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> その他
都市計画法第34条の該当する号及び該当する理由		
協議成立の条件		
その他必要な事項		

開発行為の許可通知書

横浜市長



開発行為又は開発行為に係る変更について、次の条件を付して許可の処分をいたしましたので、都市計画法第35条第2項（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所	
	氏名	
開発区域に含まれる地域の名称		
開発区域の面積		m <sup>2</sup>
予定建築物等の用途		
許可申請年月日 (変更許可申請年月日)		( 年 月 日 ) ( 年 月 日 )
許可年月日 (変更許可年月日)		( 年 月 日 ) ( 年 月 日 )
許可番号 (変更許可番号)		( 指令第 号 ) ( 指令第 号 )
許可に係る工事の期間		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
開発行為の目的の種別		<input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> その他
都市計画法第34条の該当する号及び該当する理由		
許可の条件		
その他必要な事項		

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

開発行為の不許可通知書

横浜市長



開発行為又は開発行為に係る変更について、次の理由により不許可の処分をいたしましたので、都市計画法第35条第2項（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所	
	氏名	
開発区域に含まれる地域の名称		
開発区域の面積		m <sup>2</sup>
許可申請年月日 (変更許可申請年月日)		( 年 月 日 )
不許可年月日 (変更不許可年月日)		( 年 月 日 )
不許可番号 (変更不許可番号)		( 指令第 号 )
許可しない理由		

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

(提出先)  
横浜市長

都市計画法第 29 条第 1 項の許可 (同法第 34 条の 2 第 1 項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。) を受けた開発行為に関する工事に着手するため、横浜市都市計画法施行細則第 12 条の規定により、工事着手届出書を提出します。

1 開発許可を受けた者、工事施行者、現場管理者、開発区域、工事に係る許可及び工期等

提出年月日		年	月	日	
開発許可を受けた者 (提出者)	住所				
	氏名				
	電話				
工事施行者	住所				
	氏名				
	電話				
現場管理者	所属する法人の名称				
	所属する法人の所在地				
	氏名				
	所属する法人の電話 現場管理者の電話				
開発区域に含まれる地域の名称					
許可 (協議成立) 年月日 (変更許可 (協議成立) 年月日)		(	年	月	日)
許可 (協議成立) 番号 (変更許可 (変更協議成立) 番号)		(	指令第	号	号)
工事の着手年月日		年	月	日	
工事の完了予定年月日		年	月	日	
備考					
受付欄					

2 添付図書

- (1) 開発許可を受けた者、工事施行者及び設計者の緊急時の連絡先を記載した書類
- (2) 開発行為に関する工事のうち主要なものの工程表
- (3) 横浜市都市計画法施行細則第 9 条第 1 項の規定に基づき設置した標識 (同条第 3 項の規定により訂正した場合には訂正後のもの) を当該標識の設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図を確認できるように撮影した写真
- (4) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 49 条の規定により設置した標識を当該標識の設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図を確認できるように撮影した写真
- (5) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「開発許可を受けた者」及び「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 受付欄は、記入しないでください。

第 11 号様式（第 13 条の 2）

開発行為に関する工事の施行状況報告書

(提出先)  
横浜市長

横浜市都市計画法施行細則第 13 条の 2 の規定により、開発行為に関する工事の施行状況報告書を提出します。

1 開発許可を受けた者、工事施行者、工事施行区域及び工事に係る許可等

提出年月日		年	月	日
開発許可を受けた者 (提出者)	住所			
	氏名			
	電話			
工事施行者	住所			
	氏名			
	電話			
開発区域の含まれる地域の名称				
許可（協議成立）年月日 (変更許可（協議成立）年月日)		年	月	日
		(	年	月
		日)		
許可（協議成立）番号 (変更許可（変更協議成立）番号)		(	指令第	号
		(	指令第	号)
工事着手年月日		年	月	日
工事完了年月日		年	月	日
備考				
				受付欄

2 添付図書

- (1) 開発行為に関する工事を施行した土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) その他の当該工事が都市計画法第 33 条第 1 項に規定する基準に適合しているかどうかについて検査するために市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「開発許可を受けた者」及び「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

建築物特例許可通知書

横浜市長



建築物の建築に係る都市計画法第 41 条第 2 項ただし書の許可の申請について、次の条件を付して許可の処分をいたしましたので、横浜市都市計画法施行細則第 15 条の 2 第 2 項の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所	
	氏名	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 指令第 号	
建築物の建築をしようとする土地の所在及び地番		
定められた制限の内容		
建築物の用途		
許可を受ける具体的内容		
申請の理由		
許可申請年月日	年 月 日	
許可年月日	年 月 日	
許可番号	指令第 号	
許可の条件		

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

建築物特例不許可通知書

横浜市長



建築物の建築に係る都市計画法第 41 条第 2 項ただし書の許可の申請について、次の理由により不許可の処分をいたしましたので、横浜市都市計画法施行細則第 15 条の 2 第 2 項の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所	
	氏名	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 指令第 号	
建築物の建築をしようとする土地の所在及び地番		
許可申請年月日	年 月 日	
不許可年月日	年 月 日	
不許可番号	指令第 号	
許可しない理由		

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

予定建築物等以外の建築等許可通知書

横浜市長



予定建築物等以外の建築物若しくは特定工作物の新築若しくは新設又は建築物の改築若しくはその用途の変更に係る都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の許可の申請について、次の条件を付して許可の処分をいたしましたので、横浜市都市計画法施行細則第 15 条の 3 第 2 項の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所	
	氏名	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日	指令第 号
土地の所在及び地番		
予定建築物の用途		
新築・新設・改築・用途の変更後の建築物等の用途		
都市計画法第 34 条の該当する号及び理由		
新築・新設・改築・用途の変更の理由		
許可申請年月日	年 月 日	
許可年月日	年 月 日	
許可番号	指令第 号	
許可の種別	<input type="checkbox"/> 建築物の新築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の新設 <input type="checkbox"/> 建築物の改築 <input type="checkbox"/> 建築物の用途の変更	
許可の条件		

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

予定建築物等以外の建築等不許可通知書

横浜市長



予定建築物等以外の建築物若しくは特定工作物の新築若しくは新設又は建築物の改築若しくはその用途の変更に係る都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の許可の申請について、次の理由により不許可の処分をいたしましたので、横浜市都市計画法施行細則第 15 条の 3 第 2 項の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所	
	氏名	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日	指令第 号
土地の所在及び地番		
許可申請年月日	年 月 日	
不許可年月日	年 月 日	
不許可番号	指令第 号	
不許可の種別	<input type="checkbox"/> 建築物の新築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の新設 <input type="checkbox"/> 建築物の改築 <input type="checkbox"/> 建築物の用途の変更	
許可しない理由		

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。



建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設許可通知書

横浜市長



建築物の新築若しくは第一種特定工作物の新設又は建築物の改築若しくはその用途の変更に係る都市計画法第 43 条第 1 項の許可の申請について、次の条件を付して許可の処分をいたしましたので、横浜市都市計画法施行細則第 17 条第 1 項の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所	
	氏名	
建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第 1 種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積		
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第 1 種特定工作物の用途		
改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途		
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第 1 種特定工作物が都市計画法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホまでのいずれの建築物又は第 1 種特定工作物に該当するかの記事及びその理由		
許可申請年月日	年 月 日	
許可年月日	年 月 日	
許可番号	指令第 号	
許可の種別	<input type="checkbox"/> 建築物の新築 <input type="checkbox"/> 第 1 種特定工作物の新設 <input type="checkbox"/> 建築物の改築 <input type="checkbox"/> 建築物の用途の変更	
許可の条件		
その他必要な事項		

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設不許可通知書

横浜市長



建築物の新築若しくは第一種特定工作物の新設又は建築物の改築若しくはその用途の変更に係る都市計画法第 43 条第 1 項の許可の申請について、次の理由により不許可の処分をいたしましたので、横浜市都市計画法施行細則第 17 条第 1 項の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所	
	氏名	
建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第 1 種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積		
許可申請年月日	年 月 日	
不許可年月日	年 月 日	
不許可番号	指令第 号	
不許可の種別	<input type="checkbox"/> 建築物の新築 <input type="checkbox"/> 第 1 種特定工作物の新設 <input type="checkbox"/> 建築物の改築 <input type="checkbox"/> 建築物の用途の変更	
許可しない理由		

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

## 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設協議成立確認書

横浜市長



建築物の新築若しくは第 1 種特定工作物の新設又は建築物の改築若しくはその用途の変更に係る都市計画法第 43 条第 3 項の協議が成立しましたので、横浜市都市計画法施行細則第 17 条の 2 第 3 項の規定により、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設協議成立確認書を交付します。

協議申出者 (通知先)	住所	
	氏名	
建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第 1 種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積		
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第 1 種特定工作物の用途		
改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途		
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第 1 種特定工作物が都市計画法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホまでのいずれの建築物又は第 1 種特定工作物に該当するかの記事及びその理由		
協議申出年月日		年 月 日
協議成立年月日		年 月 日
協議成立番号		指令第 号
協議の種別	<input type="checkbox"/> 建築物の新築 <input type="checkbox"/> 第 1 種特定工作物の新設 <input type="checkbox"/> 建築物の改築 <input type="checkbox"/> 建築物の用途の変更	
協議成立の条件		

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第20号様式（第21条）

開 発 登 録 簿 調 書

		区名	番号
当初許可	許可年月日	年 月 日	
	許可番号	指令 第 開 号	
	許可を受けた者の住所及び氏名		
承継	承認年月日	年 月 日	
	承認番号	指令 第 号	
	承継人の住所及び氏名		
当初許可の内容	開発許可に含まれる地域の名称及び面積	区 面積 m <sup>2</sup>	
	予定建築物の用途		1：自己用 2：その他
	法第41条第1項の制限の内容		
	法第41条第2項ただし書の内容		
	法第42条第1項ただし書の内容		
	区域・地区等		
	工事施行者の住所及び氏名		
変更許可等	変更許可年月日	年 月 日	
	変更許可番号	指令 第 変 号	
	変更に係る事項		
	変更届年月日	年 月 日	
工事完了検査	工区 (面積)	m <sup>2</sup>	
	検査済証交付年月日	年 月 日	
	完了公告年月日	公告 第 号 年 月 日	
引継物件			
宅地造成等工事規制区域 又は宅地造成工事規制区域			
備考			